

柴田町告示第73号

柴田町介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月1日

柴田町長 滝 口 茂



柴田町介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

柴田町介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成事業実施要綱(平成22年柴田町告示第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成対象者) 第3条 助成対象者は、 <u>法第8条第24項</u> に規定する居宅介護支援を受けていない要介護被保険者等である者について理由書を作成した者(作成者が属する指定居宅介護支援事業者等を含む。)とする。	(助成対象者) 第3条 助成対象者は、 <u>法第8条第21項</u> に規定する居宅介護支援を受けていない要介護被保険者等である者について理由書を作成した者(作成者が属する指定居宅介護支援事業者等を含む。)とする。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。